

サービス付き高齢者向け住宅の更新登録申請・変更届について

サービス付き高齢者向け住宅の登録更新について

- サービス付き高齢者向け住宅の登録の有効期間は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録から5年となっております。更新されずに期間が経過した場合は登録の効力が失効しますので、ご注意ください。
- 登録の有効期限満了日のおおよそ90～30日前までに、更新の登録申請を行ってください。登録内容に変更がある場合は、更新の申請前に変更届の提出が必要となりますので、早めにご相談ください。
- 更新の登録申請に必要な書類は、別添①をご参照ください。
令和4年9月より、更新時の各種添付資料の添付が不要となりましたが、住宅の図面や加齢対応構造等のチェックリストなど、運営後に変更されることが少ない書類も含め、登録関係書類について、ご担当者が変更された場合でも確実に引継ぎ、保管されるようご注意ください。
- 登録申請時（更新を含む）には手数料が必要です。申請時にご準備ください。（※別添②参照）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

登録内容の変更について

■登録内容に変更がある場合は、変更があった日から30日以内に変更届を提出してください。

- ・提出書類：サービス付き高齢者向け住宅に係る登録事項等の変更届出書
変更内容に係る各種添付書類
- ・提出部数：正本1部

※控えが必要な場合は副本1部（副本の返信用封筒を同封）

■サービス付き高齢者向け住宅に介護保険事業所等を併設される場合、事業所等の新設、変更、廃止の際にサービス付き高齢者向け住宅の変更届も必要となることがありますので、事前にご相談ください。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

第九条 登録事業を行う者は、第六条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六条 前条第一項の登録を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員の氏名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 九 サービス付き高齢者向け住宅の入居者の資格に関する事項
- 十 入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容
- 十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項
- 十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講ずる保全措置に関する事項
- 十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅にあっては、入居開始時期
- 十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項
- 十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、入居契約に係る約款その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

サービス付き高齢者向け住宅の検査・定期報告について

高槻市では、サービス付き高齢者向け住宅の竣工時に立入検査を、また、運営後に定期報告および立入検査を実施していますので、ご協力をお願いいたします。実施の際には、事前に日程、検査内容等を通知します。

■定期報告：1年に1回（おおよそ年度末、または立入検査前）

■立入検査（定期検査）：竣工時、運営開始の1年後、その後定期的に実施予定

※確認事項がある場合、随時立入検査を実施することがあります。

※新型コロナウイルスの感染拡大予防対策のため検査を延期していたことから、現在は検査時期を一部変更しています。

立入検査においてよくある指摘事項（高齢者住まい法に基づく内容のみ）

■併設されている介護事業所等の職員が、サービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務している場合、サービス付き高齢者向け住宅としての勤務時間と介護事業所等としての勤務が重複している、または明確化されていない

サービス付き高齢者向け住宅と他事業所の勤務を明確に分けてください。勤務表において明確に区分し、勤務表に従って職員自身が今どちらの立場で勤務しているか認識して勤務できるようにしてください。

■加齢対応構造等基準への不適合
（手すりの高さ、出入口の有効幅、住宅内の段差の高さが基準外など）

登録申請後、建物の建築時に変更が生じ、不適合となっていることがあります。運営後も、改修をする場合は、設計、施工事業者と情報を共有し、各種基準に注意するほか、変更届を必ず提出してください。
また、改修を実施した際は、その記録を必ず保存してください。

■必須サービス以外の提供サービスが選択自由であることの書面説明がなされていない
※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を除く

サービス付き高齢者向け住宅の必須サービス（安否確認、生活相談）以外のサービス（食事、医療、介護、その他）については、入居者が自由に提供事業者を選択することができます。入居契約時には、必ずその旨を書面にて説明してください。（重要事項説明書に記載することでも足ります。※別添③参照）

■パンフレットに、住宅において介護等を提供していると誤認させる記載がある
※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を除く

必須サービス以外のサービスは、入居者が選択し、別途各事業者と契約が必要である旨を明記してください。

■ 更新の登録申請（令和４年９月１日以降）

※更新の登録申請前に、上記チェックリストに掲載する書類に変更がないこと（変更があった場合は既に変更届を提出していること）をご確認ください。変更が生じる場合は、先に変更届の提出が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

◆提出部数
・登録申請：住宅課2部（正副各1）

別添①

No	項目			様式等	チェック	備考
1	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条第1項第1号から第5号までに掲げる書類、および高槻市サービス付き高齢者向け住宅に係る登録事務要綱第5条第1項第2号から第19号に掲げる書類について変更がないことを記載			規則様式 別記様式第1号	☐	
	別紙	1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地 ～ 1 2. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨				
	別添 1、2	役員名簿				
	別添 3	規模構造	1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等			
			2. 共同利用設備等			
	別添 4	サービス	1. 状況把握及び生活相談サービスの内容			
2. 食事の提供サービスの内容（該当する場合のみ）						
別添 5	運営方針	3～6. 入浴等その他サービスの内容（該当する場合のみ）				
2	その他市長が必要と認める書類				☐	
手数料		登録戸数	戸（ 円）＋面積・設備基準(6,500円)＋前払い金有（6,500円）＝	円	☐	

高槻市 サービス付き高齢者向け住宅 登録申請手数料（更新の登録申請を含む）

■基本審査手数料

登録戸数	金額（１件につき）
１戸～ １０戸	２６，１００円
１１戸～ ２０戸	３０，５００円
２１戸～ ３０戸	３４，８００円
３１戸～ ４０戸	３９，２００円
４１戸～ ５０戸	４３，６００円
５１戸～ ７０戸	５２，３００円
７１戸～１００戸	６５，４００円
１０１戸以上	７８，５００円

■追加審査手数料

要 件	基本審査手数料に加算する金額 （１件につき）
①家賃等の前払金を徴収（※１）	６，５００円
②面積・設備に例外基準を適用（※２）	６，５００円

（※１）高齢者の居住の安定確保に関する法律第６条第１項第１２号に規定する前払金を受領する場合

（※２）高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項第１号に掲げる基準について、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第８条括弧書に規定する基準を適用する場合又は同法第７条第１項第２号に掲げる基準について同施行規則第９条ただし書に規定する基準を適用する場合

参考様式

年 月 日

状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書

貸主住所 ○ ○ ○ ○
 事業者 ○ ○ ○ ○ 印
 代理人住所 ○ ○ ○ ○
 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

サービス付き高齢者向け住宅への入居契約を締結するに当たり、貸主より、以下のサービス及び提供事業者を自由に選択できることについて、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に基づき書面を交付して説明します。

☐ 介護保険サービス	ケアプラン、訪問介護・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等
☐ 医療サービス等	医療、歯科医療、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復
☐ 高齢者生活支援サービス	入浴、排せつ、食事等の介護、食事の提供、調理、洗濯、掃除等の家事、心身の健康の維持及び増進
☐ その他のサービス	金銭管理、理髪等

上記につきまして、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に基づいて、書面による説明を受けました。

年 月 日

借主住所 ○ ○ ○ ○
 氏名 ○ ○ ○ ○ 印
 代理人住所 ○ ○ ○ ○
 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

高齢者虐待対応マニュアル 【概要版】

令和 7 年 1 月改訂

高 槻 市

目 次

第1章 高齢者虐待の基礎

- (1) 高齢者虐待防止法の成立 1
- (2) 高齢者虐待の定義と種類 1
- (3) 相談・通報窓口一覧 2
- (4) 高齢者虐待発見チェックリスト 4

第2章 養護者による高齢者虐待

- (1) 虐待対応の基本的な流れ 6
- (2) 関係機関の責務と役割 7

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待－市対応編－

- (1) 「養介護施設従事者等」の範囲 9
- (2) 虐待対応の基本的な流れ 10
- (3) 法に規定される高槻市長の権限 11

第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待－施設等対応編－

I 虐待防止

- (1) 虐待防止のための取組み 12
- (2) 身体拘束について 12

II 虐待対応

- (1) 虐待（疑いを含む）の早期発見 13
- (2) 虐待発見後の対応 13
- (3) 行政の調査に関する協力 14
- (4) 虐待の再発防止の取組み 14

第1章 高齢者虐待の基礎

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日に、国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されました。

(2) 高齢者虐待の定義と種類

高齢者虐待防止法（以下、特に法律名を明記しない限り同法を指す）第2条第1項では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。

法では、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しており、また、高齢者虐待の類型として下表のとおり5つを定めています。

◆高齢者虐待防止法にみる高齢者虐待の定義

用 語	定 義
高齢者	65歳以上の者
養護者	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者
養護者による 高齢者虐待	養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為 ※いずれも、善意や励ましであっても該当すれば虐待であり、意図的であるかどうかは問わない。また、高齢者本人が虐待あるいは不適切な状態と自覚しているかどうかは問わない。
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (例) 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷・打撲させる、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする等
ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。 (例) 食事や水分を与えない、食べられるような形状に食事を整えない、排泄の介助等日常生活の介助が必要にもかかわらず役割を放棄する、あるいは、そのための対策を取らない、病気などの兆候があるにもかかわらず診療を受けさせない、暖房等の適切な環境を作らない等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (例) 嘲笑、怒鳴る、無視する、意図的に家族と共に食事をさせない等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 (例) 高齢者の年金等を不当に管理・使用する、日常に必要な金銭を渡さない等
養介護施設従事者等による 高齢者虐待	(1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センターの業務に従事する者が、当該養介護施設に入所又は利用する高齢者について行う次に掲げる行為 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える

	こと。 ②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 (2) 老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前記①～⑤に掲げる行為
--	---

(3) 相談・通報窓口一覧

「養護者による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関は、市（福祉相談支援課）および市内12箇所の地域包括支援センターです。

また、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関は、市（福祉相談支援課）です。

■高槻市 福祉相談支援課

		電話番号	F A X
平日 8:45-17:15	福祉相談支援課直通	6 7 4 - 7 1 7 1	6 7 4 - 5 1 3 5
上記を除く時間、曜日	高槻市宿直室	6 7 4 - 7 0 0 0	

■地域包括支援センター

	電話番号	F A X
①高槻北地域包括支援センター	6 8 7 - 0 3 0 3	6 4 4 - 8 0 1 1
②清水地域包括支援センター	6 8 0 - 2 2 3 9	6 8 0 - 2 2 3 1
③日吉台地域包括支援センター	6 8 9 - 0 1 8 4	6 8 9 - 6 3 1 3
④五領・上牧地域包括支援センター	6 6 0 - 3 1 0 0	6 6 0 - 3 6 0 1
⑤天川地域包括支援センター	6 6 9 - 5 7 0 3	6 6 9 - 5 7 0 9
⑥冠・大塚地域包括支援センター	6 6 2 - 6 3 6 3	6 7 1 - 0 2 8 0
⑦富田南・下田部地域包括支援センター	6 7 3 - 7 0 1 1	6 7 3 - 7 0 2 1
⑧三箇牧地域包括支援センター	6 7 9 - 1 7 7 0 6 7 9 - 1 7 7 1	6 7 7 - 5 3 1 9
⑨高槻中央地域包括支援センター	6 7 6 - 9 5 2 2	6 6 1 - 9 1 1 3
⑩富田地域包括支援センター	6 9 4 - 2 4 3 4	6 9 4 - 2 4 6 7
⑪郡家地域包括支援センター	6 8 1 - 8 1 8 1	6 8 6 - 2 2 7 8
⑫阿武山地域包括支援センター	6 9 2 - 3 1 1 2	6 9 2 - 3 1 5 9

地域包括支援センター担当区域一覧

地域包括支援センター名	担当する町丁名
①高槻北地域包括支援センター 所在地: 大字原112	安岡寺 1 丁目～6 丁目、松が丘 3 丁目～4 丁目、清水台 1 丁目～2 丁目、高見台、大字原、樫田地区、日吉台二番町～五番町、日吉台七番町、成合西の町、成合北の町、弥生が丘町、寺谷町、花林苑、芝谷町、真上町 6 丁目、緑が丘 2 丁目
②清水地域包括支援センター 所在地: 松が丘1丁目21-9	南平台 1 丁目～5 丁目、浦堂 1 丁目～3 丁目、浦堂本町、宮之川原元町、宮之川原 1 丁目～5 丁目、西之川原 1 丁目～2 丁目、塚脇 1 丁目～5 丁目、黄金の里 1 丁目、大蔵司 1 丁目～3 丁目、東城山町、松が丘 1 丁目～2 丁目、西真上 1 丁目～2 丁目、緑が丘 1 丁目、緑が丘 3 丁目、名神町、真上町 3 丁目～5 丁目
③日吉台東地域包括支援センター 所在地: 成合南の町3-1	大字成合、成合中の町、成合東の町、成合南の町、八丁礮町、山手 1 丁目～2 丁目、安満御所の町、安満磐手町、安満東の町、安満西の町、安満北の町、安満中の町、安満新町、高垣町、紅茸町、別所中の町、別所新町、別所本町、大字川久保、古曾部町 1 丁目～5 丁目、宮が谷町、美しが丘 1 丁目～2 丁目、日吉台一番町、日吉台六番町、月見町、天神町 1 丁目～2 丁目、奥天神町 1 丁目～3 丁目
④五領・上牧地域包括支援センター 所在地: 井尻2丁目37-8	萩之庄 1 丁目～5 丁目、梶原 1 丁目～6 丁目、梶原中村町、上牧山手町、上牧北駅前町、上牧南駅前町、五領町、神内 1 丁目～2 丁目、井尻 1 丁目～2 丁目、道鶴 1 丁目～6 丁目、野田東 1 丁目～2 丁目、東天川 4 丁目～5 丁目、東上牧 1 丁目～3 丁目、上牧 1 丁目～5 丁目、淀の原町、緑町、野田 1 丁目～4 丁目、宮野町、天王町、明野町、千代田町
⑤天川地域包括支援センター 所在地: 前島1丁目36-1	前島 1 丁目～5 丁目、須賀町、東天川 1 丁目～3 丁目、天川新町、下田部 1 丁目、高西町、城南町 1 丁目～4 丁目、土橋町、城内町、京口町、上本町、本町、大手町、八幡町、春日町、城東町、松原町、南松原町、沢良木町、藤の里町、日向町、天川町、永楽町
⑥冠・大塚地域包括支援センター 所在地: 東和町57-1	東和町、深沢本町、深沢町 1 丁目～2 丁目、番田 1 丁目～2 丁目、南大樋町、北大樋町、大塚町 1 丁目～5 丁目、竹の内町、辻子 1 丁目～3 丁目、大冠町 1 丁目～3 丁目、西冠 1 丁目～3 丁目、若松町、松川町
⑦富田南・下田部地域包括支援センター 所在地: 登町33-2	登町、下田部 2 丁目、堤町、芝生町 1 丁目～4 丁目、西大樋町、川添 1 丁目～2 丁目、栄町 2 丁目～4 丁目、寿町 3 丁目
⑧三箇牧地域包括支援センター 所在地: 三島江4丁目38-7	柱本 1 丁目～7 丁目、柱本新町、柱本南町、唐崎西 1 丁目～2 丁目、唐崎南 1 丁目～3 丁目、唐崎北 1 丁目～3 丁目、唐崎中 1 丁目～4 丁目、三島江 1 丁目～4 丁目、玉川 1 丁目～4 丁目、大字西面、大字三島江、大字唐崎、西面南 1 丁目～4 丁目、西面北 1 丁目～2 丁目、西面中 1 丁目～2 丁目、三箇牧 1 丁目～2 丁目、玉川新町、牧田町、西町
⑨高槻中央地域包括支援センター 所在地: 城西町4-6 高槻市地域福祉会館1階	紺屋町、高槻町、北園町、八丁西町、大学町、城北町 1 丁目～2 丁目、野見町、出丸町、白梅町、芥川 1 丁目、上田辺町、明田町、桃園町、城西町、南庄所町、庄所町、中川町、桜町、川西町 3 丁目、津之江北町、如是町、津之江町 1 丁目～3 丁目
⑩富田地域包括支援センター 所在地: 富田町6丁目7-17	富田町 1 丁目～6 丁目、北柳川町、栄町 1 丁目、寿町 1 丁目～2 丁目、西五百住町、桜ヶ丘北町、桜ヶ丘南町、東五百住町 1 丁目～3 丁目、登美の里町、北昭和台町、昭和台 1 丁目～2 丁目、柳川 1 丁目～2 丁目、南総持寺町
⑪郡家地域包括支援センター 所在地: 郡家新町48-7	郡家新町、郡家本町、今城町、朝日町、川西町 1 丁目～2 丁目、清福寺町、殿町、南芥川町、芥川町 2 丁目～4 丁目、紫町、真上町 1 丁目～2 丁目、大畑町、岡本町、氷室町 1 丁目、宮田町 3 丁目、幸町、富田丘町、赤大路町
⑫阿武山地域包括支援センター 所在地: 奈佐原4丁目7-1	宮田町 1 丁目～2 丁目、氷室町 2 丁目～6 丁目、土室町、上土室 1 丁目～6 丁目、塚原 1 丁目～6 丁目、阿武野 1 丁目～2 丁目、奈佐原 1 丁目～4 丁目、大和 1 丁目～2 丁目、奈佐原元町、霊仙寺町 1 丁目～2 丁目、大字奈佐原、萩谷月見台、大字萩谷

(4) 高齢者虐待発見チェックリスト

次のチェックリストの項目は、虐待が疑われる場合に高齢者が発するサインの一例です。複数当てはまる時には、疑いの度合いがより濃くなります。

<身体的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭・顔・頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

<心理的虐待のサイン>

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無気力、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

<性的虐待のサイン>

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

<経済的虐待のサイン>

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

<ネグレクトのサイン（自己放任も含む）>

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥瘡）ができています。

	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場合が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診療を受けていない。

<セルフネグレクト（自己放任）のサイン>

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事が摂られていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

<養護者の態度にみられるサイン>

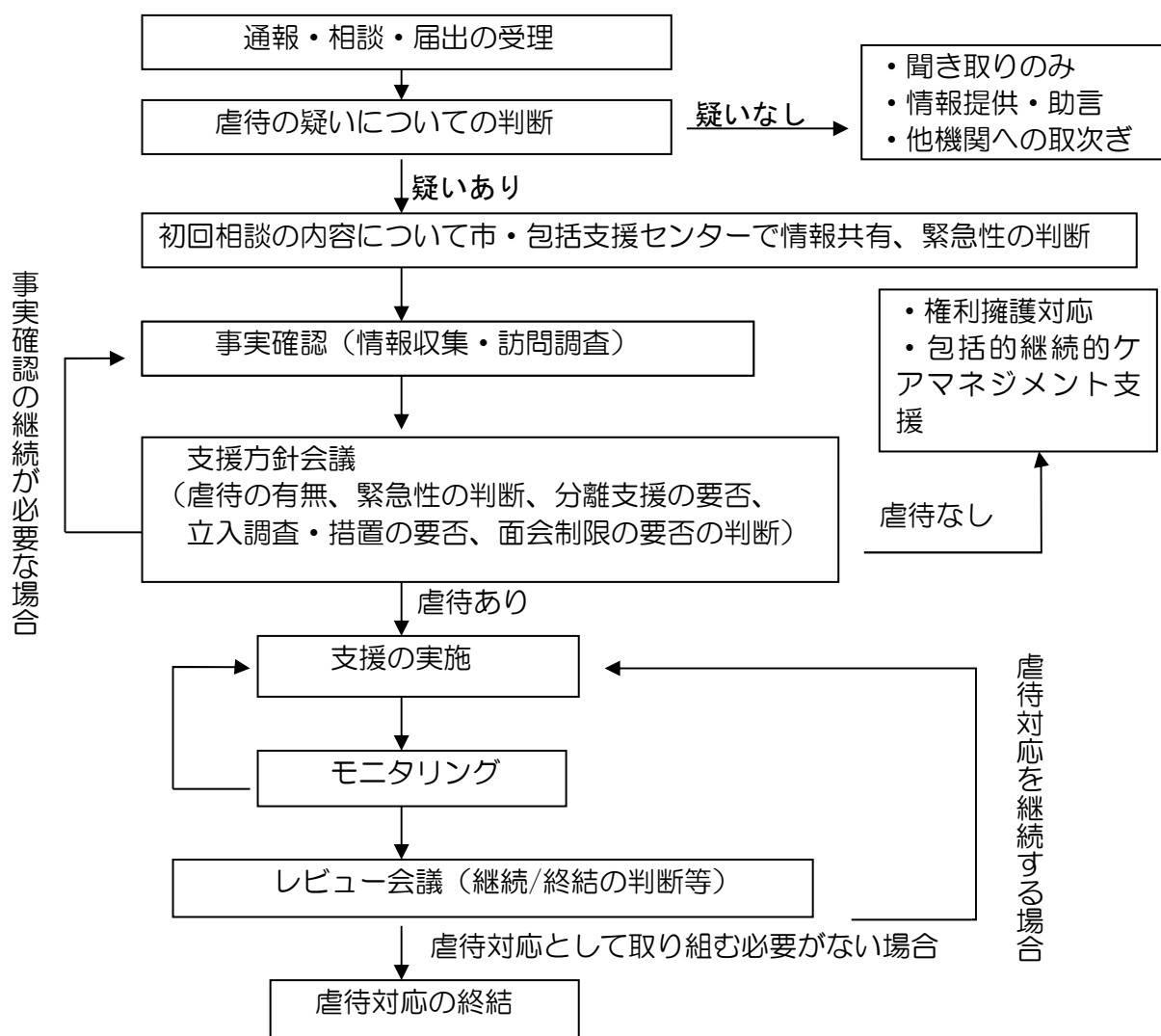
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口の聞き方をする。
	経済的に余裕があるように見えるが、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

<地域からのサイン>

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間屋外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。
	外出しなくなった、見かけなくなった。

第2章 養護者による高齢者虐待

(1) 虐待対応の基本的な流れ



（２）関係機関の責務と役割

法では、国および地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上関係のある団体および職務上関係のある者（以下「高齢者の福祉に職務上関係のある者等」という）の責務について、次のとおり規定しています（法第3条、第4条、第5条）。

【国および地方公共団体の責務】

- ・ 関係機関および民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努めること
- ・ 高齢者虐待に携わる専門的人材の確保及び研修等による当該職員の資質向上に努めること
- ・ 高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行うこと

【国民の責務】

- ・ 高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解すること
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力に努めること

【高齢者の福祉に業務上関係のある者等の責務】

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めること
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力に努めること

【関係機関等具体的な役割】

関係機関等	具体的な役割
市（福祉相談支援課）、 地域包括支援センター	・ 通報義務等の広報・啓発活動 ・ 通報・届出受理窓口の設置および周知 ・ 通報・相談・届出の受理 ・ 関係機関および民間団体等との連携協力体制の整備 ・ 高齢者虐待担当部局および高齢者虐待対応協力者の周知 ・ 相談、指導、助言 ・ 対象高齢者の安全確認、通報・届出事項の事実確認 ・ 対象高齢者宅への立入調査および警察への援助要請 ・ 高齢者虐待対応協力者との対応に係る協議 ・ やむを得ない事由による措置の実施 ・ 市長による成年後見制度利用開始の審判の請求 ・ 居室の確保 ・ 入所措置した高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 養護者への支援（負担軽減のための相談、指導、助言等） ・ 専門職員の確保および資質向上のための措置 ・ 養介護施設（事業所）の指導、監督 ・ 成年後見制度の周知、利用促進 ・ 財産上の不正取引に係る相談
警察	・ 市町村立入調査時の援助 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
保健所	・ 高齢者及び養護者に関する精神保健福祉の相談窓口

親族、近隣住民、自治会、老人クラブ等	・ 高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解 ・ 地域での支援体制の確立（見守り、声掛け等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連絡体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
民生委員・児童委員、人権擁護委員	・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（見守り、声掛け、相談、助言等） ・ 市町村窓口等への相談 ・ 通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
養介護施設従事者等	・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
養介護施設設置者、養介護事業を行う者	・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・ 高齢者虐待防止のための措置（養介護施設従事者等を対象とした研修の実施、苦情処理体制の整備等） ・ 入所措置された高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
医療関係者	・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
弁護士、司法書士、社会福祉士	・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（法的対応・手続き等の相談、指導、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待-市対応編-

(1)「養介護施設従事者等」の範囲

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に既定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者と定義されます。直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者層も含まれます。

「養介護施設」「養介護事業」とは、下表のとおりです。

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防事業

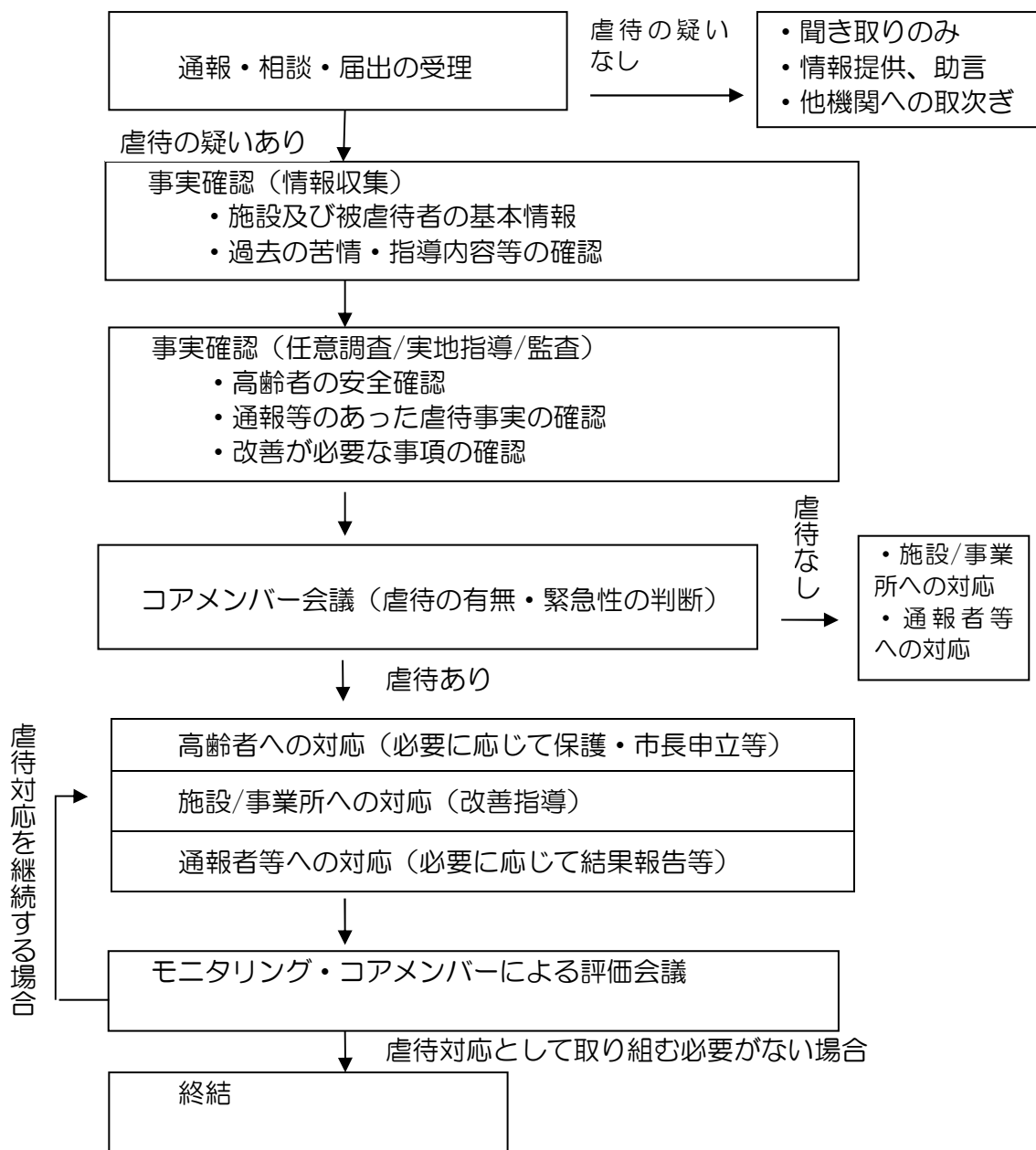
なお、食事サービス、入浴・排泄もしくは食事の介護の提供、洗濯・掃除等の家事、又は健康管理のいずれかの提供（他へ委託して供与する場合も含む）があれば有料老人ホームに該当します。該当する場合には、届出の有無に関わらず、立入検査や改善命令の対象となります。そのため、例えば「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅であっても、該当する場合には、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応することになります。（参考：平成21年5月28日付老振発第0528001号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」）

また、対象の施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合であっても、「養護者による高齢者虐待」に該当し得るため、適切な対応が必要です。（参考：平成23年9月16日付事務連絡「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の適切な運用について」）

養介護施設従事者による高齢者虐待として対応すべきか、養護者による高齢者虐待として対応すべきかは、以下の区分で整理します。

虐待が疑われる行為が発生したサービス	虐待対応の区分
養介護施設・事業所の従事者による法定サービスでの虐待（例：介護保険サービス）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所の従事者による法定外のサービスでの虐待（例：介護保険施設のショートステイを自費で利用した場合など）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所の該当しない事業所の従事者による虐待	養護者による高齢者虐待

(2) 虐待対応の基本的な流れ



(3) 法に規定される高槻市長の権限

老人福祉法	老人居宅生活支援事業者	第18条	報告徴収・立入検査等
	老人デイサービスセンター	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	老人短期入所施設	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	老人介護支援センター	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	養護老人ホーム	第18条	報告徴収・立入検査等
		第19条	事業停廃止命令、認可取消
介護保険法	特別養護老人ホーム	第18条	報告徴収・立入検査等
		第19条	事業停廃止命令、認可取消
	老人居宅生活支援事業者 (認知症対応型老人共同生活援助事業者)	第18条の2	事業制限・停止命令
	有料老人ホーム設置者	第29条	報告徴収・立入検査等、改善命令
	指定居宅サービス事業者	第76条	報告徴収・立入検査等
		第76条の2	勧告・公表・措置命令
		第77条	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型サービス事業者	第78条の7	報告徴収・立入検査等
		第78条の9	勧告・公表・措置命令
		第78条の10	指定取消・指定の効力停止
	指定居宅介護支援事業者	第83条	報告徴収・立入検査等
		第83条の2	勧告・公表・措置命令
		第84条	指定取消・指定の効力停止
	指定介護老人福祉施設	第90条	報告徴収・立入検査等
		第91条の2	勧告・公表・措置命令
		第92条	指定取消・指定の効力停止
	介護老人保健施設	第100条	報告徴収・立入検査等
		第103条	勧告・公表・措置命令
		第104条	許可取消・許可の効力停止
	指定介護予防サービス事業者	第115条の7	報告徴収・立入検査等
		第115条の8	勧告・公表・措置命令
		第115条の9	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型介護予防サービス事業者	第115条の17	報告徴収・立入検査等
		第115条の18	勧告・公表・措置命令
		第115条の19	指定取消・指定の効力停止
	指定介護予防支援事業者	第115条の27	報告徴収・立入検査等
		第115条の28	勧告・公表・措置命令
		第115条の29	指定取消・指定の効力停止

第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待-施設等対応編-

I 虐待防止

(1) 虐待防止のための取組み

虐待のない施設としてあり続けるためには、法人の理事から現場の職員まで、入所者の安全が最優先されるということを施設・事業所の理念として共有することが大切です。

そのためには、職場内会議や施設内研修を通じて絶えず虐待防止の意識を浸透、醸成させていく必要があります。

さらに、高齢者に対し、常により良いサービスを提供していくためには、一人ひとりの状態を常に把握し、その結果を介護計画や日常のケアに反映する等、「個別ケア」「認知症ケア」の研修の徹底が図られなければなりません。

また、苦情受付や苦情があった場合の処理体制の構築を図り、家族はもとより地域に開かれた施設づくりが重要です。

《ポイント》

- ☐ 入所者の安全が最優先されることを職員間で共有すること
- ☐ 職場内研修や各種会議等において、虐待防止の意識の徹底すること
- ☐ 虐待を防止するための個別ケアを実施すること
- ☐ 苦情受付・処理の体制を整備すること
- ☐ 家族と連携し、地域に開かれた施設づくりに努めること

(2) 身体拘束について

平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、サービスの提供にあたっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされ、原則禁止されています。身体拘束は原則として全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において、高齢者本人や他の利用者の生命身体が危険にさらされる場合など「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」に該当する 3 要件（すべて満たすことが必要）は次の 3 つです。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
 2. 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
 3. 一時性：身体拘束は一時的なものであること

「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要となります。

なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務付けられています。

Ⅱ 虐待対応

（１）虐待（疑いも含む）の早期発見

虐待を早期に発見するということは、高齢者に少しでも早く安心・安全な状況で介護サービスを提供し、健康で快適な生活を取り戻させるのみならず、虐待を起こした場合は必ず発覚するという、虐待者に対する虐待の抑止効果ももたらします。

施設・事業所は、虐待の早期発見システムを整備するとともに、このことを職員に周知し、また、実際に起こった場合確実に機能することを確保しておかなければなりません。

そのためには、高齢者の表情の変化や日常動作の異常などをいち早く見つけるための個別ケアの徹底、あるいは入浴時や着替え時での虐待が発見された場合（疑いを含む。）の報告システムを構築しておくことが必要です。

特に、入浴介助時に洋服を脱がせた時に傷を発見した場合等は、発見時の傷の状況等を記録することは勿論のこと、高齢者に対してもいつ怪我をしたか等、たとえ相手が認知症の入所者であっても尊厳を確保するために、懇切丁寧に確認しておくことが大切です。

入所系施設においては、入退所時に、家族と一緒に入所者の身体チェックを行い、痣や打撲のあとなどの有無を確認し、書類にまとめておくことが、後日のトラブルを防止するとともに、家族に対する信頼を得るためにも効果的です。

また、精神的な虐待や経済的虐待を早期に発見するための取組みを構築しておくことが有効です。

《ポイント》

- ☐ 虐待が行われた場合の早期発見のシステムを構築すること
- ☐ 虐待を発見するための個別ケアを徹底すること
- ☐ 虐待が発見された場合の報告システムを構築すること
- ☐ 精神的虐待・経済的虐待を早期に発見するための取組みを行うこと

（２）虐待発見後の対応

虐待発見後は、まず何においても高齢者の安全の確保に努めなければなりません。

そのためには、身体的虐待にあっては、本人の安全確認や治療の必要性の有無の確認を行い、必要によっては適切な治療を施す、心理的虐待にあっては、入所者の不安を取り除くなどの努力が必要です。

虐待の状況については、上司、施設長・事業所の管理者への報告、家族に対する適切な説明のほか、行政に報告することも必要なため、可能な限り詳細な状況把握が必要です。

また、情報の公開を行い、いやしくも隠蔽するという対応を行ってはなりません。施設内においては、職員同士が虐待の事実をかばいあうことも想定されますが、その結果は決してサービスの質の向上には繋がらないので、職員に対し、虐待防止の研修を実施する等、防止に向けた意識の共有化を図ることが大切です。

さらに、関係者（当事者職員、上司及び施設長・事業所の管理者）の処分にあたっては、就業規則等にのっとり適正に行うことが必要です。

《ポイント》

- ☐ 本人の安全確認、治療の必要性の有無、適切な受療、被害額の確定を行うこと
- ☐ 上司、施設長・事業所の管理者、行政への報告を徹底すること
- ☐ 入所者・利用者家族への説明を行うこと
- ☐ 当事者職員、上司、施設長・管理者の処分について検討すること

（３）行政の調査に関する協力

虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、施設・事業所内に市職員が立入り、事実確認を行うことになるため、職員への事情聴取、書類の提示など、協力することが求められます。（法第５条）

また、行政から協力依頼があった場合は、全面的な協力と併せて、虐待の有無を確認する等の自主的取り組みが必要となります。

（４）虐待の再発防止の取り組み

虐待の発生を、特異な事例とすることなく、それまでの施設・事業所運営における反省点の確認と、今後の改善への契機とすることが必要です。

そのためには情報の公開と、管理職レベルでのみ処理するのではなく、施設が一体となった取り組みが必要です。

具体的には、虐待の事例に対する発生の原因の調査・分析を行い、再発防止に向けた職員会議、職場内研修の徹底を図り、職員が働きやすい職場環境の実現を目指し、虐待が再発しないように努めることが大切になります。

施設長・管理者は、虐待が発生した場合は、原因を調査・分析し、職員会議等でその結果を報告するなど、再発しないようにするための職場内研修を行うことが求められます。

また、職場環境を見直し、職員が働きやすい職場環境の実現を図ることが大切です。

現場職員は、施設で虐待があったということを重く受け止め、職場内の会議や研修に参加することや、職員による虐待の再発防止について、職員間で話し合うなど、施設の職員が丸となって取り組むことが必要です。

《ポイント》

- ☐ 虐待事例、発生原因の調査・分析を行うこと
- ☐ 再発防止に向けた職員会議、職場内研修を徹底すること
- ☐ 働きやすい職場環境を整備すること

高齢者福祉施設における 救急要請マニュアル・ガイドライン

令和5年5月一部改正

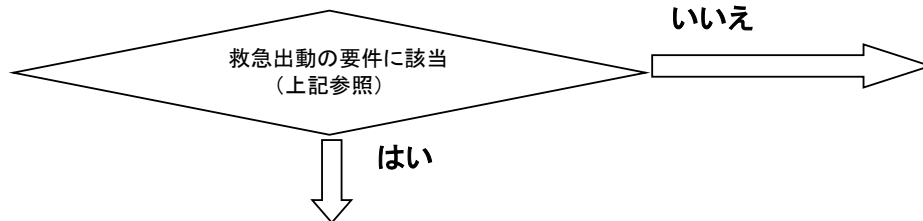
高 槻 市 消 防 本 部

高齢者福祉施設における救急要請時対応マニュアル

救急車出動の要件

以下の場合、医療機関等に緊急に搬送する必要があるもの

- 災害により負傷した場合
- 屋外の事故等で負傷した場合
- 屋内の事故で負傷し迅速に病院へいく必要がある場合
- 悪化する病気で迅速に病院にいく手段がない場合



緊急事態発生!!

- 施設内に知らせ、職員を集める
- 集まった職員に指示する
- 傷病者に応急処置を実施する

119番通報

- 住所・施設名
- 「いつ」「誰が」「どこで」「どうした」のか
- 傷病者の今の状況(呼吸状態・心拍状態)
- 今、実施している処置内容

救急隊の誘導

- 玄関の鍵を開ける
- 傷病者の今の状況を伝える
- 現場まで誘導する

傷病者付き添い

- 医療機関等への申し送りが必要です
- 傷病者の状況を知っている人が同乗する
- 救急隊情報提供シート※・カルテ等申し送りに必要な物を持参する

搬送緊急性が認められない場合は、患者等の搬送を希望し、医療機関の受診をお願いします

※ 救急隊情報提供シートは、搬送先医療機関が必要な情報を事前にまとめておくことで、スムーズな救急搬送を実現するためのものです。参考を例示していますので、積極的な御活用をお願いします。(様式は特に定めていません)

《高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン》

救 急 要 請 ガ イ ド ラ イ ン	
1 救急搬送の要件	以下の場合、医療機関等へ緊急に搬送する必要があります。 ○災害により負傷した場合 ○屋外の事故等で負傷した場合 ○屋内の事故で負傷し、迅速に病院へ行く必要がある場合 ○悪化する病気で迅速に病院へ行く手段がない場合 ※救急車の台数は限られています。 救急車の正しい利用に、御協力をお願いします。
2 協力病院への連絡と搬送先病院の確保	○協力病院へ連絡します。 ○予め搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、当該医療機関へ搬送します。
3 施設内の対応	○緊急事態が発生したことを施設内職員に知らせます。 ○緊急事態が発生した場所に職員を集めます。 ○集まった職員の役割分担をします。 ・ 119番通報、関係者への連絡 ・ 施設出入り口で救急車の誘導 ・ 傷病者に対する処置 ○救急隊を傷病者のところへ案内します。 ○救急隊に何が起こったのか説明します。
4 施設職員の救急車同乗	○医療機関等への申し送りが必要です。 (救急隊情報提供シート・カルテ・看護記録・介護記録等を持参)
5 患者等搬送事業者などの利用	○患者等搬送事業者などの利用を考えていただきたい場合 ①寝たきりである・人手が無いなどが理由の場合 ②寝台車を利用すれば病院へ行ける場合 ③末期治療のためのものなど緊急性が認められない場合
6 その他	患者や家族からDNAR(蘇生処置を希望しない)の意思表示が書面等で有る場合は、救急車を呼ぶ前に協力病院やかかり付け医師に相談してください。 ※救急隊は、蘇生処置を実施し医療機関へ搬送します。 ※救急活動に、御理解と御協力をお願いします。

＜参考＞施設内での事故防止、日頃からできる対策

1 転倒・転落防止

普段の生活で慣れている場所でも事故は起こり、小さな段差で「つまずき」転倒でも高齢者は骨折を伴い重症となる場合があります。入所者の安全のため施設内の危険箇所を点検し、転倒防止に努めてください。

2 入所者の生活状況の記録

介護に当たる職員が普段の生活状況について誰よりもよく知っていますので、毎日の状況について記録し「いざ」というときのために職員全員が入所者の状況を把握できる記録簿を作成してください。

3 かかりつけ医師、協力病院との連絡体制の構築

入所者ごとの「かかりつけ医師」や協力病院との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談・受診できる体制を整備してください。入所者の体調の些細な変化に注意し、具体的症状が発症した場合に医療機関を受診する体制を構築してください。

また、症状が悪化する前に受診することや、夜間・休日で職員が少なくなる前の対応をお願いします。

4 救急傷病者発生時の対応

施設内で事故防止に努めていても、いつ緊急事態が起こらないとは限りません。「いざ」というときに慌てないために施設内で各職員がどのように行動すればよいのか、特に、夜間・休日は職員が少なくなると思いますので、少ない人数でどのように行動すべきか、入所者の救命のために出来ることは何かを検討してください。

また、緊急時に対応する資器材（AED、呼吸管理器具、感染防止用マウスピース等）の整備についても検討してください。

5 応急手当の習得と実施

入所者が急に生命の危険にさらされたとき、そのまま放置することなく、誰かがすぐに救いの手を差し伸べるような体制にする必要があると思います。応急手当を学ぶことによって、いつどこでも応急処置可能であるとともに事故の防止や安全に対する意識を高めることにもつながります。

消防本部では、応急手当普及員講習を実施していますので、施設職員が応急手当普及員資格を取得され、全職員に応急手当を普及していただいて入所者が安心して暮らせる施設を目指してください。

救 急 隊 情 報 提 供 シ ー ト

フリガナ		年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
氏名					
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		電話番号		
住所	□ 施設住所				
病歴	現在治療中の病気		既往歴		
かかりつけ医療機関					
内服薬 有・無	処方箋、お薬手帳等があれば 写しの準備をお願い致します。		アレルギー 有・無	食物・薬等	
日常生活	会話 可能・一部可能・不可		歩行 自立・伝い歩き・車椅子・不可		
DNAR（蘇生処置を希望しない）の意思表示の有無			有 ・ 無 本人 家族等（ ）		
意思表示の書類の有無			有 ・ 無		
緊急連絡先 （家族等）	①	フリガナ	電話番号		
		氏名			
		住所	続柄		
	②	フリガナ	電話番号		
		氏名			
		住所	続柄		
特記事項					

最終更新日 年 月 日 ※可能な範囲で定期的に更新をお願い致します。

※救急業務以外では使用致しません。

施設における 感染症予防について

高槻市保健所 保健予防課 感染症チーム

感染症について

《内容》

1. はじめに(感染症対策の基本)
 2. 感染性胃腸炎が発生したら
(嘔吐物等の処理、消毒、
保健所への報告など)
 3. 結核について
-

1. はじめに

(感染症対策の基本)

感染症をすごく簡単に説明すると、 「体の異常を起こすウイルス・菌等が原因の病気」

ウイルス系

インフルエンザウイルス、ノロウイルス、コロナウイルス など

細菌系

腸管出血性大腸菌、肺炎球菌、結核菌 など

カビ系

白癬菌、カンジダ など

その他

ダニ、原虫、寄生虫 など

ウイルス・菌等は空気中やいろんなところにいっぱいいます！

感染成立の3要因と対策

感染源

(水、食べ物、うつす人など)

病原体が付着しているもの、ヒト

《対策》
感染源の排除

感染経路 (つなぐもの)

体内に運ぶ方法

- ・接触して
- ・空気中

《対策》
感染経路の遮断

感受性のある人 (うつる人)

ウイルスや細菌が増殖しやすい

《対策》
抵抗力の向上

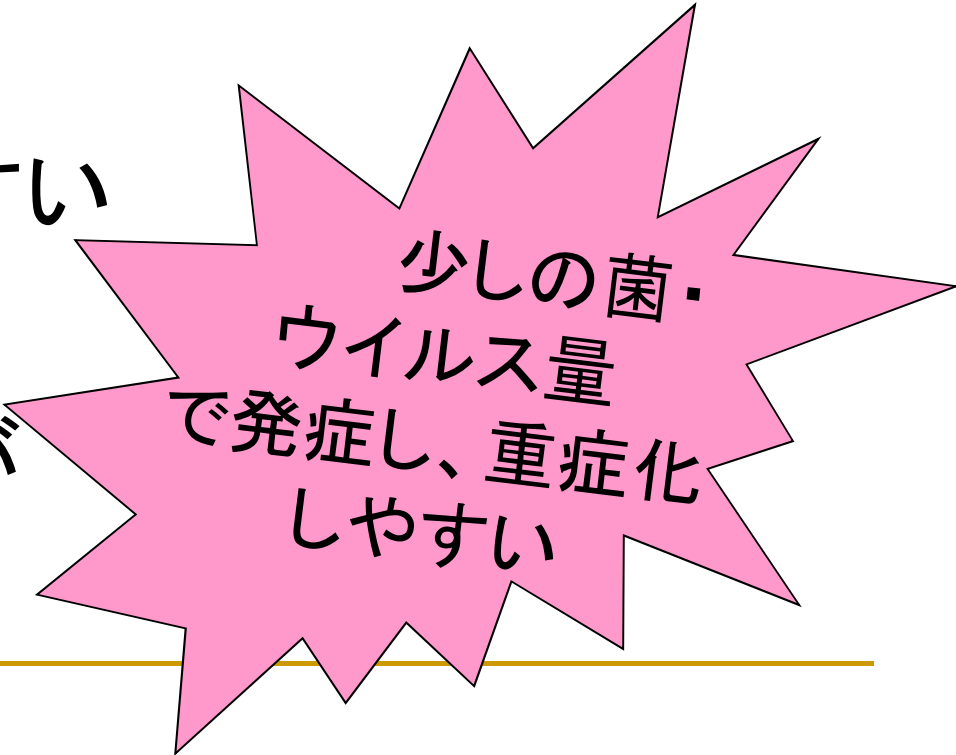
高齢者施設の特徴

高齢者の場合・・・

- ・内部環境維持機能が低下
- ・免疫機能が低下
- ・身体機能が低下
- ・合併症を起こしやすい
- ・認知症のため、
症状を訴えることが
できない



集団感染を
起こしやすい



少しの菌・
ウイルス量
で発症し、重症化
しやすい

まずは“平常時”にしっかり対策

- ①感染源（病原体）を
持ち込まない・拡げない・持ち出さない
 - ②手洗い・うがい・環境の清掃
 - ③日頃から利用者の健康状態を把握、予防接種
 - ④職員の健康管理
 - ⑤マニュアルの作成
 - ⑥研修や模擬訓練の実施
 - ⑦体制・組織づくり
-

スタンダードプリコーション (標準予防策)

感染症は予防できます！！

血液、体液、分泌液、排泄物 は感染の危険がある
と考え、全ての患者に行う予防策

手洗い

手袋

マスク

ガウン

器具

患者配置

リネン

基本は手洗い！

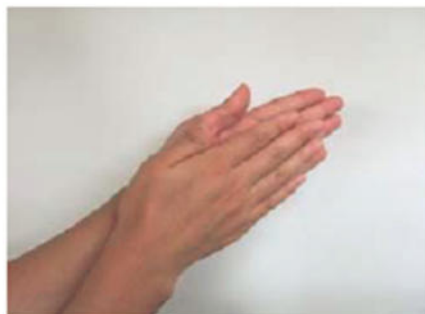
《タイミング》

- ◆料理前
- ◆生鮮食品に触った後
- ◆盛付、配膳の前
- ◆トイレの後
- ◆外出した後

《ポイント》

- ◆腕時計や指輪ははずす
- ◆タオルの共用はしない
- ◆石鹸はよく泡立てる
- ◆消毒用アルコールを使うときは、手の水気をとってから

15秒以上かけて、洗いましょう



(1) 手のひらをよくこする



(2) 手のこうを伸ばすように



(3) 指先・爪の間をこする



(4) 指のあいだ



(5) 親指をねじり洗いする



(6) 手首もねじり洗いする



(7) 流水でせっけん
と汚れを洗い流す



(8) タオルは使い回しをしない
こと

大阪府ホームページ 感染性胃腸炎にご注意！ 啓発ツールリーフレットより抜粋

洗い残しが生じやすい場所



2. 感染性胃腸炎が 発生したら

(嘔吐物等の処理、消毒、
保健所への報告など)

排泄物、嘔吐物の処理

感染した人の糞便や嘔吐物の処理は、
処理をする人自身への感染と、
施設内への汚染拡大を防ぐため、

適切な方法で、迅速、確実に行うことが必要です

＜準備物品＞

使い捨て手袋、マスク、使い捨ての防水性エプロン
(ガウン)、拭き取るためのペーパータオル等、
ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム(消毒液)、
専用バケツ

嘔吐物の処理手順

- ①窓を開けて換気する
- ②マスク、ガウン、手袋を着用する
- ③嘔吐物をペーパータオル等で覆う
- ④ペーパータオル等で外側から内側に向けて静かにふき取る
- ⑤次亜塩素酸ナトリウムでふき取る
- ⑥③～⑤をビニール袋に入れる
- ⑦マスク、ガウン、手袋を外し、石けんと流水で手洗いを行う

消 毒

病原体を、感染症を起こさない程度にまで殺菌
または減少させること

◎熱による方法

85～90℃で90秒間以上

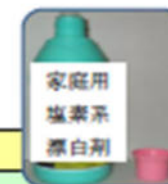
◎消毒薬による方法

- ・消毒したい病原体に効果のある薬品を選ぶ
→次亜塩素酸ナトリウム
- ・消毒薬は汚れを落としてから使う
- ・消毒は、原則「噴霧」ではなく「清拭」で行う
- ・金属を腐蝕させるので、使用後10分程度たったら、
水拭きする

消毒液の作り方

家庭用塩素系漂白剤 希釈方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。
塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)



使用目的	濃度	希釈液の作り方
- 汚物を取り除いたあとの床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする) - 汚物を取り除いたあとの衣類 (10分程度つけこむ) - 汚物の拭き取りに使用した ペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すよう に入れ、密閉し廃棄する。)	約50倍 ※濃度 約1000ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 50cc キャップ約2杯 バケツ
- もみ洗いをしたあとの 洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掃除すること) - トイレの取っ手・トイレドア のノブ・トイレの床などの拭 き取り (拭き取り部位が金属の場合は、 10分後に水拭き) 	約250倍 ※濃度 約200ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 10cc キャップ1/2杯弱 バケツ
➢ 作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作りましょう。 ➢ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。 ➢ 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。		

大阪府ホームページ

感染性胃腸炎にご注意！

啓発ツールリーフレットより抜粋

手の消毒には？

- ・次亜塩素酸ナトリウムを使用すると、手が荒れてしまいます
- ・ノロウイルスにアルコール系の消毒剤はほとんど効きません

石けん等を使用し

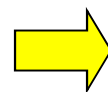


流水でしっかり洗い流す

しっかり乾かして、最後にアルコール系消毒剤を
擦りこむとよいです

感染症かな？と思ったら

下痢・腹痛・嘔吐などを
訴える利用者が多い

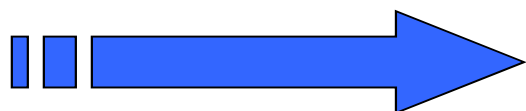


必要に応じて、
医師の診断を受ける

・いつから？
・症状は？ 下痢・・・どんな？
腹痛・・・どのあたり？
発熱・・・何度？
嘔吐・・・何回？
その他の症状・・・発疹、咳など

他に体調不良の利用
者や職員がいないか
確認

感染拡大防止
対策の実施



保健所へ報告

報告の基準

(平成17年2月22日付「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に準ずる)

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)等が発生した場合報告が必要

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による患者またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

参考: 高槻市ホームページ(ID:2934)

感染症連絡票

ご記入の上、
FAXでご報告を。

(とりあえず電話で相談でも構いません。)

※高槻市ホームページのキーワード検索「感染症連絡票」又はページ検索で「2934」、を検索すると、エクセル様式でダウンロードすることができます。
※感染性胃腸炎は別様式あり。

保健所 FAX 661-1800
関係部局 FAX

令和 年 月 日

感染症連絡票

「インフルエンザ・ノロウイルス等感染性胃腸炎・疥癬・新型コロナウイルス感染症等」

施設名		
	連絡先電話番号 ()	FAX ()
	E-mail ()	
記入者	氏名	職種

1. 患者数 名 (年 月 日) 人中

2. 患者内訳

	性別	年齢	症状及び出始めた時期	医院名 診断日	入院	転帰	ワクチン 接種	備考
1	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
2	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
3	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
4	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
5	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
6	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
7	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
8	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
9	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	
10	男・女	歳	月 日	月 日	無有 (月 日)	快復 観察中 退院 死亡 (月 日)	有・無	

感染症発生状況表（感染性胃腸炎のみ）

患者発生状況					施設名：											
入所者					階										名	
氏名 (イニシャル)	年齢	性別	部屋No	所属	/	/	/	/	/	/	/	/	/	検便	備考	
例	A. A				嘔吐	嘔吐 下痢	腹痛	症状 なし								
1																
2																
3																
4																
5																
職員																
氏名 (イニシャル)	年齢	性別	職種											検便	備考	
1																
2																
3																
4																
新規患者																
累計患者					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

感染性胃腸炎の場合は、
こちらの様式で提出を
お願いします

感染症発生時の対応

①二次感染防止対策を徹底する

- ・手洗い
- ・排泄物・嘔吐物の速やかかつ適切な処理
- ・リネン類の洗濯・消毒
- ・施設内の消毒

②接触を制限する

- ・通所者・・・症状が治まるまで利用をしばらく止めてもらう
- ・入所者・・・有症状者の部屋を分ける（個室対応、逆隔離など）
- ・来所者・・・来所時や帰宅後の十分な手洗い・うがいの励行を指導
施設内で流行しているときは、来所を控えてもらう
来所者自身が体調不良のときは来所を控えてもらう
- ・集団活動の自粛

感染症発生時の対応

③調理従事者からの二次感染対策

手につけたウイルスを食品につけて感染を拡げる可能性が考えられる

⇒石鹼で十分な手洗い徹底

盛り付けや配膳時の作業には、使い捨て手袋の着用を習慣化する

④接触者の経過観察

作業にあたった職員、周囲にいた人々の健康観察を3日程度行う

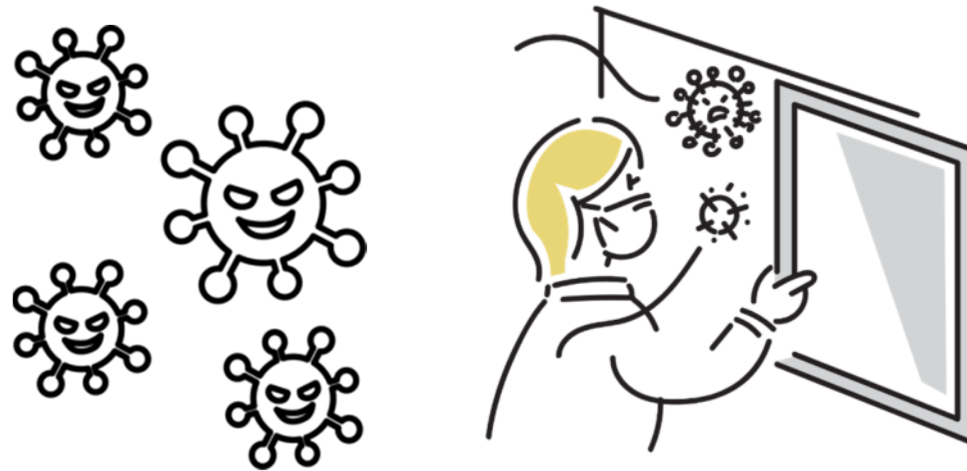
感染性胃腸炎(まとめ)

- ノロウイルスによる感染や感染拡大を防ぐためには、早い段階で感染が疑われる人を把握すること。日頃からの健康管理が重要。
 - 施設においてはウイルスを持ち込まない対策も重要。
 - 二次感染の予防方法は、全職員が感染対策を正しく理解しておくことが大切。理解したうえで、効率よく実施しましょう。
 - 日頃からの手洗いを徹底しましょう。
-

3. 結核について

結核はどのように感染するの？

結核は **空気感染** です



結核菌が空気をつたって肺に入り感染します
肺より手前で排出されれば感染はしません

感染したら人にうつす？

感染と発病は違います！

たとえ結核菌に感染していても、

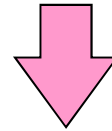
全員が発病するわけではありません。

発病しなければ、他の人に結核菌を

感染させることもありません。

一生発病しない人の方が多い

結核菌に感染



感染後(2年以内)に発病
(感染者の約10~15%)

その他の人では菌はしぶとく体内に留まります。結核菌が体内に潜んでいる人がその後、何らかの都合で身体の抵抗力が落ちると、潜んでいた菌が活動を始め、結核を発病してしまうことがあります。

厚労省 結核とBCGワクチンに関するQ & Aより抜粋

どんな人が結核を発病しやすいの？

前に結核にか
かったことがあ
る

糖尿病

人工透析を受
けている

ステロイドなど
による治療

免疫が低くな
る病気

強いストレス

胃の切除手術をした
胃潰瘍の治療中

不規則な生活
(休養・栄養)

高齢者の結核患者の特徴

- ・結核特有の症状(咳や痰)が出にくい。
- ・糖尿病や悪性腫瘍等の合併症が多い。
- ・陳旧性肺結核・肺炎として結核の発病が見過ごされる。

定期受診をしているにも関わらず、結核特有の症状がないまま、**診断が遅れ、重症化する事例**があります。

早期発見 ポイント

咳・痰などの症状がなくても、**微熱や体重減少、倦怠感**などの慢性炎症の兆候から結核を疑い、**胸部X線検査と喀痰検査**をすることが大切です。

「結核に注意」チェックリスト

- ☐ 結核既往歴がある高齢者
- ☐ 陳旧性病変のある患者
- ☐ 抗生剤の効かない肺炎
- ☐ 糖尿病・リウマチ・透析などの免疫機能低下状態がある
- ☐ 咳・痰・微熱・倦怠感が2週間以上続いている



注意

予防のために

■健康管理を行う

1年に1回胸のレントゲン検査を受けましょう

※市の肺がん検診で65歳以上の方は結核検診としてレントゲン検査を同時に受けられます。

■早期発見・早期治療

①胸のレントゲン検査

健診で異常を指摘⇒早期に受診しましょう

②いつもと違う体調・気になる症状

⇒早めに受診しましょう

※早期発見は、適切な治療をすること、
集団感染を減らすことにつながります

予防のために

- 利用者の結核の既往歴（陳旧性肺結核含む）
や必要であれば家族歴・接触歴も確認する
- 2週間以上続く倦怠感、食欲不振、咳、発熱は
結核の可能性あり
- 食事介助や痰の吸引など咳を誘発しやすい
行為はマスクを着けて実施する

万が一、発生したら・・・

■ 接触者の調査

スタッフ、同室利用者等のリストアップ

■ 健康診断（感染していないかの確認）

胸のレントゲン、血液検査

■ 結核の治療

入院、定期的な通院、服薬治療

■ 服薬管理

服薬後の空袋などでの確認

以上、ご協力いただくことがあります

参考マニュアル等

◎厚生労働省

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

「感染性胃腸炎(特にノロウイルス)について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

◎大阪府

「介護保険施設等の感染症及び食中毒、衛生関係について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigoeisei/index.html>

「感染性胃腸炎にご注意」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kansenseiichoen.html>

感染症に関するご相談は
高槻市保健所保健予防課
感染症チーム
072-661-9332まで
ご連絡ください
